

2024年2月28日

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

「代金取立規定」の一部改定のお知らせ

当行は、手形小切手の全面電子化に向けた取り組みとして、期日が2027年4月1日以降の手形等の代金取立を受付停止いたします。取組の実施に際し、「代金取立規定」を2024年4月1日(月)より改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定日
2024年4月1日(月)
2. 改定内容 第2条を追加し、以降の条項番号を変更

2. 対象となる手形、小切手

対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの先日付小切手とします。(支払期日が2027年4月以降の約束手形・為替手形と振出日が2027年4月以降の先日付小切手は代金取立受付の対象外となります。)

以上